館山市広報

発行所 館山市役所
館山市北條1087番地
電話館山67.68.138番

当初予算成立!!

昭和二十九年度豫算總額 一億六千七百九十萬圓

定例市議協議会は去る三月十日より三月二十日の期間中開會され、新年度豫算及び附帯議案を審議可決されたが、劈頭吉田市長から次のような豫算編成の概要と施政方針が行はれた。

本日とゝに二十九年度豫算を提出するにあたり、その編成概要と施政の方針について所懐を申し述べたいと存じます。

本年度豫算は第一に政府の緊縮豫算編成の趣旨に即應し、給與費及び災害復旧費その他不可避の經費の増嵩に對處し努めて自己財源の確保をはかるとゝもに、一方新規經費の膨張を極力抑止する外、既定經費については徹底的な合理化をはかり、財政收支の均衡保持に努め、市財政の健全化のために能う限りの考慮を払い非常に困難なる事情のもとに編成したのであります。

昨年度より二千九百十万圓の増

先ず歳入面においては政府の税政制度の改革が本年豫想されるのでありますが未だ決定にいたらないので、一應現行制度に基いて編成した結果、二十八年度に比し歳入の増加は著し期待ができないのでありますから經常經費や臨時的經費を緊縮して收支の均衡を圖り昨年度より二千九百十万五千九百九十五円を増加した、一億六千七百九十一万七千九百六十四円の豫算形態としたのであります。

如何に緊縮しても、發育盛りの青年には需養物を與えなければなりませんと同様に、この館山市は生々發展する青年都市でありますので、需養物を與える意味からもこの程度の増はやむをえないのではないかと存じます。

本年度における財政需要を昨年度當初に比較致しますと、義務的經費申人件費總額は六千四百五十九萬円で、六百八十六萬四千円増、生活保護費一千九百十五萬四千円で五百二十万六千円増、その他諸經費八千四百十七万円で一千七百三万六千円の増となり、合計二千九百十万六千円の増となつたのであります。

又歳入見込は市税、平衡交付金その他の諸收入を合せて、一億六千七百九十一万七千九百六十四円となり、特定歳入五千九百八十二万一千円を控除した一般歳入充当額は、一億八百九万六千円となります。

又町村合併促進法により近隣六ヶ村の編入は決定となり近く實現することになりましたが、この編成當時は未だ逆賭しがたい狀況でありましたので、現況のまゝ作りましたが、然し五月三日から發足することが明確になつた今日ではその後の豫算に根本的に編成替をしなければならないと存じます。

負擔金補助及び交付金は、その事業の効果を充分に檢討し適正な運營を圖り、でき得る限り節約を加えました。

起債は市民將來の福祉を増進する恒久的施設充るものでありますが政府豫算が本年度相當緊縮されるので増額を期待することは困難であり、又市民將來の負擔累積による苦痛をも考慮し眞にやむを得ないものゝみを計上するように致したのであります。

市税收入については、課税物件の正確な補捉に努めると同時に市民の納税思想昂揚を考え滯納税金を徹底的に一掃すべく寄進する方針であります。又使用料手數料等は現在の經濟事情等を勘案し、或る程度改正し増收を圖るようにしたのであります。

昭和二十九年度館山市歳入歳出予算

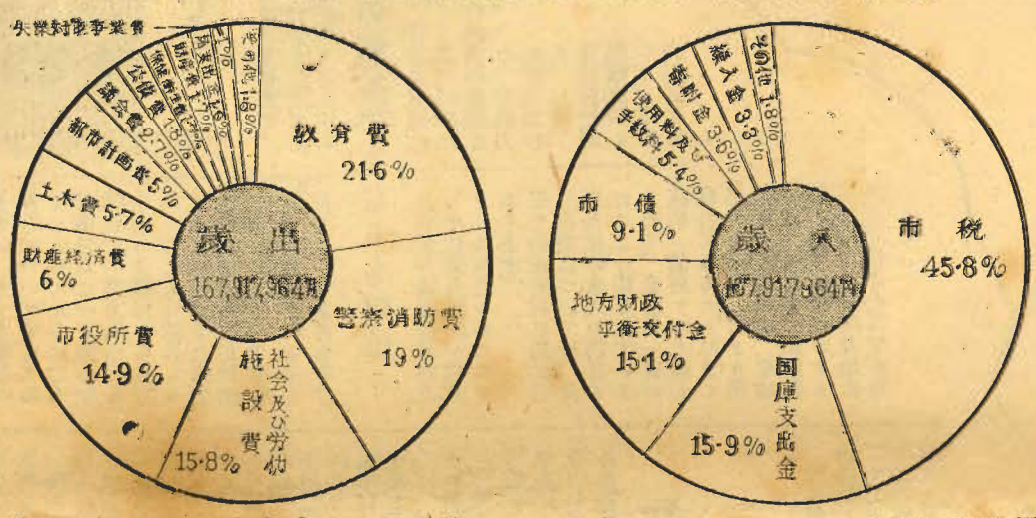

歳出の重点は

以上は基本方針でありますが、次に歳出の豫算申重点として配慮したものについて申上げますと、教育費・土木費・社會及び勞働費・産業經濟費でありますとれら事業の振興は直ちに市勢発展に反映するものでありまして、例年のとともに最も力を注がなければならないもので、何れを先に何れを後にすると云うわけに參りませんので、でき得る限り財政をとゝに集注して市勢の興隆をはかるべく努力したのであります。

尚との外に總計豫算に對し一九%を占める警察消防費、一四・九%を占める市役所費がありますが、いずれも市政執行上必要欠くことのできない義務的經費であります。

之等は中央の変化に伴い事務量も増加するのですが、定員は増さないようにしたいと考えます。

消防費

消防分遣所の强化と云うことは火災鎮圧に必要があるので四名増し、防火上未だとの人員では不充分ながら現狀よりもいさゝか强化したのであります。

又消防團費中、被服購入費として、二百三十八万三千円を計上し、年度當初に全團員に支給する計画であります。

土木事業費の豫算

合計額は、二千百二十八萬六千円で一二・七%に當ります。主たる事業としては船形港修築負擔金三百三十七萬円、館山港修築負擔金百万円で兩港の工事は著々として進行しております。

用惡水路費

の二千萬円は館山堀倉地區七一・五米、那古廣ノ木一〇〇米の二水路各十萬円で、藤ノ木水路はこれで一應完了致します。

公営住宅費

二百五十五万円は、本年度更に第二種住宅一〇戸分を市内の適當な地に建設し、住宅難の緩和を図るものであります。

都市計画費

は、九百八万円で内、重要幹線街路事業費の、五百九十四万円は引續き海岸道路工事費であつて、船形ドン／川から大和屋角迄三六〇米館山製作所正門前から富士見橋迄一・二六〇米を實施する豫定であります。この道路が完成するときは館山・船形港に通ずる最短距離道路として、産業開發上至大の効果が期待されます。

都市水利整備事業費

三百一万円は北條小學校前水路四〇三米を前年度に引續き施行するもので、これが完成する時は降雨時に於ける、附近一帶の氾濫も解消し通學兒童の危險も除去され、併せて衛生的にも改善されるものと期待しております。

失業對策事業費

の二百四十一万円は、館山岡沼・館山港線・青柳・南條線・川崎千潟線に延四・七一五人を就勞させ、民生の安定をはかるものであります。

教育費

は、三千六百三十万円で二一・六%に當り歳出豫算申首位を占ゆるものであります。

教育費は次代の市民を養成する重要な施策であつて、でき得る限り施設の整備充實を圖りたいと考えますが、今直ちにその要望全部を滿し得ないので教育委員會の要望を勘案し、小學校費に於て前年度からの懸案である。船形小學校增築五教室四百五十万円・北條小學校四教室四百五十萬円を施行し、又中學校費に於て二中講堂本年度繰出分として、三百七十六萬円を計上して生徒の教室不足を緩和したいと考えます。又那古幼稚園を開園し各地區幼稚園教育の均衡化を圖りたいと考えます。

館山高等學校は實業教育を本質として特色のある教育を實施しております。夜間部は勤勞青年の教育の道場として逐年盛大となりつゝあります。本年度五十萬円をもつて裏手水田一千坪を埋立てゝ運動場の擴張を豫定しております。

社會及び勞働施設費

は二千六百五十九万円で、一五・八%を占めます。

この内生活扶助費が一千九百十五万圓で、八割が國庫負擔として交付されますが、二割は市費支辨として義務づけられておりますので費百二十万圓は事業費三百一万圓に、街路費二百三十万圓は事業費五百九十四万圓に、船形漁港費二百七十万圓は負擔金三百三十七万圓に、館山港費八十万圓は同じく百万圓に各營繕費七百七十五万圓に北條小學校費四百五十万圓は工事費全額に船形小學校費二百五十万圓は工事費四百五十万圓に、夫々充當するものでありますが、起債の現金化については、あらゆる努力を拂はなければ困難と遺憾するものであります。

市歳出額と市税の平均負擔額の比較

次に統計的に市歳出及び市税の平均負擔額を申上げます。

市歳出

市民一人當り 四千四百十六圓

全一世帯當り 一万九千六百五十一圓

市税調定額

市民一人當り 一千五百七十四圓

全一世帯當り 七千五圓

となります。

さて重ねて申上げますが歳入の約五を占める市税は、人條に於ける心臓とも云うべきで、市税の納入が阻害されます時は、歳出豫算の執行は著しく阻害され如何に市民福祉の爲に重要緊急な方策を企画しても、画餅に帰り市政の振興は到底望むべくもないのであります市民各位は深くこの点をお考えになり、一人一人に滞納すればそれだけ教育面にも行政面にも福祉・土木面にも直接影響のあることを强く認識されまして、市當局の施策に全幅のご協力を與えられますことを、切に希望するものであります。

歳入の主なるもの

次に歳入について申上げます。

市税・平衡交付金・國庫支出金・市債等が歳入の根幹をなしております。

市税

は七千六百九十万圓であつて、歳入總額の四五・八%に當り前年度よりも八百三十九万圓増加しております。

市税の根幹をなす現年度調定分の市民税・固定資産税は、税制改正に即應できるよう調定見込額より一割五分程度低目に見積り、市税徴收確保に留意致しました。滯納繰越分については、正しい納税者の聲を十分尊重し誠實納税者を一掃するため徹底護者の一田も早き更生が望まれるのであります。

産業經濟費

は六%に當り前述の諸費に比べ比率からみますれば聊か低いのでありますが額では一千十五万圓となり、産業經濟振興上ゆるがせにできない經費であります。

中小企業振興融資金の百万圓は市内業者の金融面打開を圓滑にし、その發展を期するものであつて、二十八年度は當時三百万圓を預け入れ、これをフルに活用し商工業者から多大の好評を博しております。

觀光費

は二百四十七万圓で、觀光都市としての施設は不十分で決して、滿足すべきものでありません。

本年度施設費六十三万圓を計上し、海水浴場監視用モーターボート一隻を購入し、海水浴客の災厄を未然に防止するようにはかることは觀光施設に一点を印したものと考えます。

第一種

館山市長須賀三四三 野口せきお
〃 八幡七九七 澤畑富次郎
〃 八幡四八七 喜多野孝一
〃 長須賀六五 中村義貞
〃 那古一、四四八 渡邊京次
〃 那古一、一〇八 粕谷嘉一
〃 那古一、一三八 小森雅江
〃 船形一、二八〇 櫻井富次郎
〃 那古一、二八八 佐野建次
〃 那古七九五 鈴木英三郎

第二種

館山市滝一、〇五八 石橋豁
〃 川名七四〇 三浦恒夫
〃 滝一、二〇八 鈴木重男

昭和二十六年度の市民住宅入選者は

那古海岸に建設されました、第一種・第二種の各市民住宅について、三月二十四日市役所に於て關係者立會のもとに抽籤した結果左記の通り入居決定されました。

記

特別会計

尚特別會計に屬する公衆便所費及び競輪費については、市民各位の福祉の爲、圓滑なる經理狀況にあることを附言致します。

以上二十九年度豫算と施政方針の概要を申述べました。

2月の人口動態

出生	63人	
死亡	48人	
死産	4人	
婚姻	34人	
離婚	8人	

新生大館山市の誕生

若葉薫る五月三日を期して

昨年九月以来折衝を続けてまいりました、隣接西岬村・神戸村・富崎村・豊房村・館野村・九重村の六ケ村編入合併につきましては、こゝに完全な意見の一致をみ、芽出度く合併されることになりまして、人口三万九千、縣下第五位の縣南第一の大都市となり、五月三日を期し新發足されることになりました。市民各位は手を携え、力を合せ新生大館山市建設のため御協力を、お願いいたします。

そのあらまし

今回の合併は昨年九月よりその機運が擡頭して折衝を続けてきたのでありますが、昨年十月町村合併促進法が施行され一層具体的に促進され、今日のような運びになつたのでありをす。

ではその町村合併促進法とはどんなものでありましようか？

私達の市町村は、六十年前の明治二十二年に市制・町村制が施行され、漸く近代的な地方自治制度が整備されたのであります。この間種々の改正が行はれましたが、終戰後新憲法によつて地方自治のあり方が明らかに規定され、地方自治の理念と、地方公共團体の權能及び組織に関する基本的な事項について、直接に規定されるとともに地方自治に関する事項は、原則として法律をもつて規定すべきものとし、更に特別法をもつて自由權を侵害することのないように規定され、こゝに地方自治が保障されるに至つたのであります。

そこで市町村の仕事は非常に多くなり責任も重くなり、財政的にも苦しい状態におかれるようになつたのでありますが、相變らず昔のまゝの地域や情況におかれていたゝめ、いろ〳〵な施設や事業にも無理ができて思うようにできず、市町村自治窮極の目的である住民福祉の増進も得られなくなつたので、自治行政の確立を期する爲に市町村の規模適正化を圖り、内政の處理を合理的に解決して、民力の充實と行政の發展を期そうとするために町村合併促進法が制定されたのであります。

この計画によりますと、全国に約一万以上もある町村を、三ケ年以内に、約三分の一の三千五百位までにして現在の自治体規模を大きくしてその適正化を圖ろうとするもので、あるものは市に合併し

なつたのであります。では合併すればどんな利益があるかと申し

その利益の主なるものは

（一）財政力が強化される、（二）統合によつて行政費が節減され、行政力が強化される、（三）自治体の規模擴大によつて、信用力が強化されます。

また、まず市町村の経費について考えてみましよう。かりに二人世帯で月に一万圓の生活費が必要であつても十人の世帯だから五万かゝるとは誰れしも考えません。また事實生計費は人員に正比例しておりません。市町村事務費もこれと全く同じことであります。

また合併市町村に於て行う事業については、住民全体の永久の利益となるよう圖られていますので、合併後一部の区域（部落）の人達が犠牲になることは全くありません、つまり道路をつくるにも、學校を建てるにも、産業振興を圖る場合におきましても、大乘的見地に立つて全市の文化が等しく向上するようになされるのであります。

今回といに合併が圓滑に現されましたが何分にも各村始まつて以來の重大なできごとであり夫々永い歴史と傳統と種々特殊事情のある村が編入されるので、新舊市民は互に手をとりあつて、一層住みよい明るい生活発展する、大館山市を築きあげるよう努力していたいと存じます。

現在合併後の建設計画を關係村と協力して策定しており、近く發表の運びとなるとと思いますが、とりあえず新旧館山周邊地區その他の概略を表によつて、御参考に供するとに致します。

大館山市略圖

部落會町内會等の組織について

部落會・町内會等の組織については、昭和二十二年五月（昭和二十二年勅令第五四二號ポツダム宣言受諾に伴い發する命令に關する件に基く町内會・部落會または、その連合會等に關する解散就職禁止その他の行爲の制限に関する件）といういわゆるポツダム政令が發せられその結果町内會をはじめ、部落會隣組或は、その連合會や、これと同じような團体はすべて解散を命ぜられ、町内會長の職についたことのある者に對して、一定の範圍で四年間公職につくことが禁止されました。

この政令もわが國の獨立によつてその効力を失い、一昨年十月町内會・部落會・隣組などに對するあらゆる制限が解除され、全國各市に自治會・連絡會・町委員制・共榮會という名稱で組織し、運營しているところもあります。又これから作ろうとして準備をすゝめているところもあり、本市にもいろ〳〵と照會がきております。

市といたしましても皆様と役所を結ぶ町内自治會（假稱）を皆様の希望を盛りあげて作りたいと思つております。この會はやゝもすると戰時中の强制的な隣組等の復活でないかと言われる方もありましようが、現代の社會は民主々義が徹底し、役所の强制など通らなくなつているし、また皆様がそれを許すはずがありません。

なぜ町内自治會を作るかと申しますと、市民と役所が表裏なく連絡をとり合つて、自治活動の圓滑な運營と、民主政治の確立を期するためであります。役所でやつている仕事を皆様に知つていたゞきまた皆様のご要望を役所にお知らせ願うためには個々ばらばらであるよりも、一つのまとまつたつながりを常に持つていることが便利であります。

このような際は最近市内におきてきて、すでに、以上の考えのほか、能率の親交を圖るとか、防犯・衛生・農事、その他の行事など必要からごく自然に、自發的に自治會をつくりあげて、立派に運營されているところがあります。

又市の町内傳達業務に協力して、自治活動の圓滑な運營と民主政治の確立を期しないと申し入れのあつたところもあります。

市でも最近の掲示板の利用度・効果等を調査検討をしておりますが、町内自治會において、市から傳達業務にご協力していたゞければ、お知らせ事項も市民の皆様によく行きとゞきますので、その自治會に對しては、役所でもできる範圍でご援助したいと考えております。

皆様の部落で町内會又は、部落會等を組織しておられましたならば、行政運營に資したく思いますので、別紙様式によつて、市役所總務課までお知らせくださるようお願いいたします。

標　式

氏　名

代表者の役員氏名

加入世帯數

隣組等の數

市村別世帯數及び人口有權者數

市村別	世帯數	国勢調査 人口 男	女	計	昭二十五年一月三日現在 有權者 男	女	計
館山市	八、六七四	一九、八四七	一九、八四七	三九、六九四	九、八六二	二、三三五	三、〇八七
西岬村	九四二	二、六四三	二、六四三	五、二八六	一、〇四二	一、〇四二	二、〇八四
神戸村	七四〇	一、九〇二	二、一〇〇	四、〇〇二	一、〇四四	一、〇四四	二、〇八八
富崎村	六三三	一、四四四	一、六六八	三、一一二	九七五	一、一六三	二、一三八
豊房村	八三〇	二、一八七	二、二九七	四、四八四	一、一九六	一、三一九	二、五一五
館野村	五七七	一、四〇二	一、五三二	二、九三四	七八九	八五九	一、六四八
九重村	五四一	一、三一八	一、三六二	二、六八〇	七三六	八四一	一、五七七
計	二二、四二二	二、九、四三三	二、一、四四五	五、一、八七八	一、四、三四三	一、五、三五六	二、九、六九九

市村別の土地面積

市村名	田 反	畑 反	山林 反	宅地 反	その他 反	計 反
館山市	七、一四四	三、五四四	四、三四四	二、八三三	五二一	一八、三三五
西岬村	一、九六五	一、九七七	四、一二六	四六九	八〇〇	九、〇五四
神戸村	一、五四六	一、八五五	四、五七七	四三三	四七七	九、六七八
富崎村	一二	一、七二三	一五	一四〇	一〇七	二、〇九五
豊房村	二、八四五	一、九八二	七、七八三	三八〇	八〇〇	一二、七八〇
館野村	二、七九七	一、五七七	七九九	三七〇	八六	五、四三九
九重村	二、八六二	一、八四一	一五四	二七八	一五四	六、四八四
計	一八、九二九	一三、四八三	一三、四八三	四、八九二	二、六五五	五二、五四四

五月の天候豫想

富崎測候所

概況

上旬始めには寒冷高氣圧が現れる傾向がありますが其の後は、全般に南高北低の氣壓配置が卓越し一時夏型に近くなります。低氣壓は樺太方面を通り易く又一ケ位日本海で發達する見込です。

天氣は例年より順調で天氣は良く氣温はかなり高く降水量は少いですが下旬には梅雨の前ぶれが現れる傾向がありますが其の後は、全般に南高北低の氣壓配置が卓越し一時夏型に近くなります。低氣壓は樺太方面を通り易く又一ケ位日本海で發達する見込です。

天氣は例年より順調で天氣は良く氣温はかなり高く降水量は少いです。

（梅雨の前ぶれかもしれません。平年並）

	上旬	中旬	下旬
平均氣温	かなり高い		
降水量	少い		
日照時間	稍〻多い		
富崎に於ける平年値			
平均氣温	一七・五度	一七・四〃	一八・二〃

人事

降水量　上旬 四二・〇〇〃　中旬 五九・〇〃　下旬 三九・〇〃

日照時間　上旬 六七時間　中旬 六三〃　下旬 七〇〃

事務吏員　角田　巖
總務課勤務を命ずる
事務吏員　地引　秀夫
那古船形出張所勤務を命ずる
事務吏員　石井　繹夫
仝　黒川　芳郎
税務課勤務を命ずる
事務吏員　原田　雅雄
経済課勤務を命ずる
以上三月十日附
衛生班長　鴨崎　雅章
事務職員を命ずる
事務吏員　伊東　祐一
仝　角田　巖
仝　本橋　春子
事務職員　杉田　國子
仝　鴨崎　雅章
仝　熊坂　桂一
事務職員　二見　幸一
仝　伊藤　弘一
仝　平野　正男
税務課勤務を命ずる
議會書記　太田　博雄
選管職員　荷山　武郎
農委職員　小林　勲
税務課兼務を命ずる
事務職員　庄司　徹
向う一ケ年間休職を命ずる
以上四月一日附